平成10年3月31日規則第1号

改正

平成13年3月23日規則第1号 平成16年3月31日規則第12号 平成18年3月31日規則第10号 平成19年3月30日規則第12号 平成21年3月26日規則第1号 平成28年3月10日規則第3号 平成31年3月18日規則第2号 令和元年6月28日規則第1号 令和2年3月27日規則第3号 令和2年6月12日規則第6号 令和3年3月31日規則第5号 令和5年3月7日規則第3号

越谷・松伏水道企業団給水条例施行規則

越谷・松伏水道企業団給水条例施行規則(昭和36年規則第5号)の全部を次のように改正する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、越谷・松伏水道企業団給水条例(昭和36年条例第5号。以下「条例」という。) の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第2条 条例第5条の給水装置の新設、改造、修繕又は撤去工事の申込書は、給水装置工事申込書 (第1号様式)により行うものとする。

(給水装置の構造及び材質等)

第2条の2 この規則に定めるもののほか、条例第7条の2による給水装置の構造及び材質の指定 等に関して必要な事項並びに条例第5条による申込みに伴う給水装置の設計及び施工に関する技 術的細目は、企業長が別に定めるところによる。

(給水装置使用材料の証明)

第3条 企業長は、条例第7条第2項に定める設計審査、立会検査又は工事検査において、同条第 1項に規定する指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使 用される材料が、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に規定す る基準に適合していることの証明を求めることができる。

(給水管及び給水用具の使用材料)

- 第4条 越谷・松伏水道企業団(以下「企業団」という。)の給水区域における給水装置工事の使用材料は、政令第6条に適合し、かつ次の各号のいずれかに該当する材料とする。
 - (1) 産業標準化法(昭和24年法律第185号)第30条第1項の規定により日本産業規格に適合するものであることを示す特別な表示が付されたもの
 - (2) 製品が政令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
 - (3) 企業団の定める材質、規格及び仕様に適合するもの
 - (4) 前3号に該当するもののほか、政令第6条の規定に適合することの証明を企業団が確認したもの

(給水管等の材料の指定)

- 第5条 前条の規定にかかわらず、条例第7条の2の規定に基づき、配水管又は道路に布設された 他の給水装置の分岐部分から当該水道メーターまでの部分の給水管及び給水用具については、次 の各号に定めるところにより、当該各号に掲げる材料で企業団が指定したものを使用しなければ ならない。ただし、共同住宅等各戸に水道メーターを設置する場合は、この限りではない。
 - (1) 口径が50ミリメートル以下の給水管 水道用波状ステンレス鋼管

高密度ポリエチレン管

(2) 口径が75ミリメートル以上の給水管 ダクタイル鋳鉄管 (伸縮離脱防止継手)

高密度ポリエチレン管

- (3) 口径が25ミリメートル以下の給水用具 埋設型メーターセット
- (4) 口径が40ミリメートル以上の給水用具 逆流防止弁
- 2 前項の給水管の分岐又は接続に用いる分水栓、継手、止水栓等の給水用具及びこれらの給水用 具を保護するための附属用具については、企業団が指定した材料を使用しなければならない。
- 3 前2項の規定により企業団が指定する材料は、第4条第1号から第3号までのいずれかに該当 するものでなければならない。
- 4 企業長は、第1項及び第2項に規定する指定をしたときは、当該材料の指定した旨を「指定材料表」に表示するものとする。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により企業長がやむを得ないと 認めた場合は、第1項又は第2項の規定により企業団が指定した材料以外の材料を使用すること ができる。

(指定給水装置工事事業者)

第6条 条例第7条に規定する指定給水装置工事事業者の指定の申請等に係る手続等必要な事項は、 別に定める。

(工事費の算出方法)

- 第7条 給水装置工事費のうち労力費の算出方法は、次のとおりとする。
 - (1) 土木費
 - (2) 配管費
 - (3) 接合費
 - (4) 防寒防護施設費

(給水契約の申込)

第8条 条例第12条に規定する給水契約の申込は、給水契約申込書(第2号様式)により行うものとする。

(分担金減免適用範囲)

- 第9条 条例第5条の2第2項ただし書に規定する企業長が減免する分担金は、次のとおりとし、 減額又は免除の申請は加入者分担金減免申請書(第3号様式)により行うものとする。
 - (1) 企業長が自治会等の地域自治活動団体が使用する集会施設と認めた場合は、当該集会施設 の給水申込みをした水道メーターの口径に対応する分担金の額の100分の50に相当する額を減 額する。
 - (2) 土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条から第3条の4に規定する施行者が行う土地区画整理事業をいう。)に伴う家屋移転をする場合は、当該家屋の移転前に使用していた水道メーターの口径に対応する分担金の額を免除する。

(給水装置の所有者の代理人)

第10条 条例第13条に規定する代理人の届出は、給水装置の所有者の代理人届(第4号様式)により行うものとする。

(管理人の選定)

第11条 条例第14条に規定する管理人選定の届出は、管理人届(第5号様式)により行うものとする。

(水道の使用中止、変更等の届出)

- 第12条 条例第17条に規定する届出の様式は、次のとおりとする。
 - (1) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。 第5号様式
 - (2) 水道の使用をやめるとき。 第6号様式
 - (3) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき。 第7号様式
 - (4) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。 第8号様式
 - (5) 給水装置の所有者に変更があったとき。 第9号様式
 - (6) 消防用として水道を使用したとき。 第10号様式

(給水装置工事の変更、取消)

第13条 給水装置工事の申込みをした者が、その内容を変更しようとするときは給水装置工事申込 事項更正申請書(第14号様式)を、工事の取消しをしようとするときは給水装置工事申込事項取 消申請書(第15号様式)を事前に届出なければならない。

(支分引用)

- 第14条 他人の給水管から支分引用を受けようとする者は、当該給水管の所有者の承諾書を添付しなければならない。
- 2 民法(明治29年法律第89号)第213条の2第1項の規定により、他人が所有する給水管 から支分引用を受けようとする場合は、第1項の規定は、適用しない。
- 3 第1項の規定により他人が所有する給水管から支分引用を受けようとする者は、民法第213 条の2第3項の規定による通知をしたことを誓約する書類を提出しなければならない。
- 4 支分引用を受けようとする者は、新たに止水栓を設けなければならない。 (支分引用の改造等)
- 第15条 支分引用者のある給水管の所有者が当該給水管の改造又は撤去の工事の申込みをしようと するときは、支分引用者の承諾を受けなければならない。

第3章 給水

(章標)

第16条 給水装置所有者は、水道メーターボックス又はパイプスペース扉等容易に視認できる位置 に、企業団の定める章標を掲げなければならない。

(水道メーターの損害額の算出方法)

第17条 水道メーターを亡失又は毀損した場合の弁償額は、新品購入価額とする。

第4章 料金及び手数料

(定例日)

- 第18条 条例第23条に規定する定例日は、次のとおりとする。
 - (1) 水道メーターの設置あるもの 毎月1日から28日までの間
 - (2) 前号の定例日を変更した場合の料金は、水道メーター検針日現在の使用水量により算定する。

(料金の精算)

第19条 水道料金の調定後において、当該使用水量の算定基準に異動があった場合は、次回分の料金で精算する。

(使用水量の認定)

第20条 条例第24条第2項の規定による使用水量の認定は、前3か月間における使用水量その他を しんしゃくして算定する。

(料金等の軽減又は免除)

第21条 条例第29条の規定による料金等の軽減又は免除は、水道料金減免申請書(第11号様式)による申請により行うものとする。ただし、企業長が特に認めるときは、この限りでない。

(料金債権の放棄)

- 第21条の2 条例第29条の2の規定に基づき、企業長は、民法(明治29年法律第89号)第166条第1 項に規定する消滅時効が完成した料金の債権について、これを放棄することができる。
- 2 企業長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、料金の債権を放棄することができる。
 - (1) 債務者が死亡し、当該料金債務を相続する者がいないとき。
 - (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条その 他の法令の規定により、債務者が当該料金債権につきその責任を免れたとき。

第5章 管理

(給水装置の基準違反に対する措置)

- 第22条 条例第31条の規定による給水停止は、給水停止通知書(第12号様式)により行うものとする。
- 2 条例第31条第2項のただし書の規定による確認は、同項本文による給水停止の通知又は執行を 受けた者の申請に基づき行うものとする。

(給水の停止)

第23条 条例第32条の規定による給水停止は、給水停止執行状(第13号様式)により行うものとす

る。

第6章 補則

第24条 この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の越谷・松伏水道企業団給水条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により企業長に対しされている申請、届出その他の行為(次項の申込み及び第 4項の申請を除く。)は、改正後の越谷・松伏水道企業団給水条例施行規則(以下「新規則」という。)の相当規定に基づいて企業長に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

(適用区分)

- 3 この規則による新規則第3条、第4条及び第5条の規定は、平成10年4月1日以降に申込みの あった給水装置工事に係る使用材料について適用し、同日前の申込みに係る使用材料については、 なお、従前の例による。
- 4 この規則による新規則第9条の規定は、平成10年10月1日以降の申請に係る分担金から適用し、 同日前の申請に係る分担金は、なお、従前の例による。

附 則(平成13年3月23日規則第1号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日規則第12号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第10号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第12号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月10日規則第3号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月18日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、平成31年4月1日以降に申込みのあった給水装置工事に係る使用材料について適用し、同日前の申込みに係る使用材料については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年6月28日規則第1号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第4条中越谷・松伏水道企業団給水条例施行規則第3条、第4条本文並びに同条第2号及び第4号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月12日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、 使用することができる。

附 則(令和5年3月7日規則第3号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

一次側指定使用材料(分岐		部まで)	案内図・住宅地図P	_		マッピング番号		
材 料 名	口径等	数量						
			- VL IIII I T T T T T T T T T T T T T T T T	(1. 20 2. 00. 2. 1		# F & -> /		,
			二次側使用材料(メーター取 材 料 名	付部を除く) 規格No.	No.	共同住宅(水道番号	部屋番号	メーター口径
			1/3 1/1 /12	ALITINO.	1	小 但 宙 ク	即注番刀	φ HE
					2			φ
					3			φ
					4			
					5			φ
								φ
					6			φ
					7			φ
					8			φ
					9			φ
					10			φ
					11			φ
					12			φ
					13			φ
					14			φ
					15			φ
					16			φ
					17			φ
					18			φ
					19			φ
					20			φ
					21			φ
					22			φ
					23			φ
					24			φ
					25			φ
		i	1	i				

給 水 装 置 工 事 申 込 書 越谷・松伏水道企業団企業長 宛

	給 水 装 置 工 事 申 込 越谷・松伏水道企業団企業		水道番号
申込みに当	水道企業団給水条例第5条に基づき、下記の給水装置工事たり同条例及び同条例施行規則等を遵守します。 装置工事に関する一切の事項を、下記の指定給水装置工		
申込者	ふりがな		
給水装置 所 有 者 委 任 者	住所	氏名	印
給水装置	越谷市		
設置場所	松伏町		湖
土地所有者	住所	氏名	印
	越谷・松伏水道企業団	指定給水装置工事事業者	
受任者	事業者番号 住所 名称 代表		印
	主任技術者氏名 免状番号	氏名	印 皿
使用区分	1 戸建(専用住宅・併用住宅・店舗) 2 共同住宅(1	
工事区分	1 新設 2 改造 3 修繕 4 撤去	認定番号 先行 市	(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)
分岐方法	1 分岐(配水管 φ 分岐管 φ)	2 支分(配水管 φ 分岐管	φ)
支分引用の 所有者承諾	水道番号	rt h	r'n
	住所	氏名	印
給水方式	1 直結直圧 1·2階 3階 2 貯水槽 有効 m ³	基 3 直結増圧 階 (事前協	系議No.)
設 置 メーター	1 メーター口径 φ mm 個 2 水	栓数 個 (水栓数の内訳)	
メーター	-口径の変更 φ からφ	給水装置所有者変更の有無	有 · 無
	減免の有無 有(移転証明書・その他)・無	設計審査件数	件×手数料
水	メーター口径 メーター数 個×分担金	手 数 料 φ	円
水道加入	,	工事立会 件数	件×手数料
団一分	φ mm	検査手数料 φ	円
納担付金	分担金	工事検査 戸数	件×手数料
金	金額門	手 数 料 φ	円
	H	合 計	円
,	•	審査日	受領日 検印
		承認日	検査日
	\\L	請求日 検印	
	決 裁 欄	摘要	

給水契約申込書 (一般・特住・再開)

年 月 日

越谷•松伏水道企業団企業長 宛

越谷・松伏水道企業団給水条例第12条の規定に基づき、次のとおり申込みます。

申 込 日	年 月	日 2	本人・妻・夫・管理会社
フリガナ			家主・検針員()
申込者住所			その他
フリガナ		, ·	ΓEL
申 込 者 氏 名			
使 用 開 始 日	年 月	日	4 2 (口座継続希望)
フ リ ガ ナ			3 (現地)・4 (現地外)
新 使 用 者			ΓEL
水道番号所在地			
方書・所有者			
	〒 市 (住所コード)	区町村	町名
現地外請求先	番地方	書	
フ リ ガ ナ			
使用者外送付先名			TEL
水 道 番 号		お客様番号	
中 止 状 況			開栓必要時説明(済・未)
開閉区分		中 止 日	年 月 日
用 途 区 分	The state of the s	指針	m ³
н ====================================	1. 家庭用 2. 営業用 5. 公立小中学校用 6	3 . 官公署用 . 公立小中学校月	4. 公衆浴場用 用プール
内訳	8. 集会施設用 10. 特住親メーター		家庭用 12. 営業用 言公署用
貯 水 槽	設置数 基 容量 m³		1 4.6/1
メーター口径	mm	メーター位置	桁
メーター番号		開栓執行日	
検 満 年 月		地図ページ	
指定工事業者	No. 住所		
11日 足 工 爭 未 日	名称		TEL
※確認事項	1 74) 7 VA-10 F	備考
申込方法 電記	上下水 活・FAX・道使用・窓口 申込書	・一撤去・止精算 連絡票 申込言	世 等 書
新使用者確認	済・未		
中止受付分			電算入力 受 付 者
□受付済	衣頼《本人・妻・夫・管理会	≧社・家主・その	仙
() »	11	10
前住所	実家・継続使用中・管外) 越谷・松伏 <u>(前水道番</u> -	<u>무</u>	<u>)</u>

[※]給水契約等については、越谷・松伏水道企業団給水条例及び同施行規則が契約内容となります。 詳細は当企業団ホームページをご覧ください。

加入者分担金減免申請書

年 月 日

越谷・松伏水道企業団企業長宛

申請者 住所

氏名

越谷・松伏水道企業団給水条例施行規則第9条の規定に基づき、次のとおり申請いたします。

- 1 減額又は免除を申請する理由
- 2 給水装置所有者
- 3 給水装置の設置場所 越谷市 松伏町
- 4 加入者分担金 減 額 ¥ 水道メーター口径 φ 免除額 ¥
- 5 指定給水装置工事事業者名
- 6 その他必要書類

代 理 人 届

年 月 日

越谷・松伏水道企業団企業長宛

給水装置所有者 住 所

氏 名 ⑩

越谷・松伏水道企業団給水条例第13条の規定に基づき、次のとおり代理人を(選定・変更)しましたので、届け出ます。

給水装置の設置場所	
	フリガナ
	新
代理人の住所・氏名	
八座八少庄別・八石	フリガナ
	旧

管 理 人 届

年 月 日

越谷・松伏水道企業団企業長宛

給水装置所有者 住 所

氏 名 📵

越谷・松伏水道企業団給水条例第14条、第17条第2項の規定に基づき、次のとおり管理人を(選定・変更)しましたので、届け出ます。

給水装置の設置場所	
	フリガナ
	新
管理人の住所・氏名	
官理八少任別・八石	フリガナ
	旧

	給	水	精	算	申	込	書(受 付	B	年	月	日
水道番号	お客様さ	番号						中止変	更日	年	月	日
水道所在地						•	1					
フリガナ												
使用者氏名					ТЕІ	,						
中 止 日 年 月	目見	-100	1 中止精 4 停水33s		5 廃	止	3 停水 9 マス		止	メーター		
用 途 検 満 年 月 ロ 径 メーター桁 世帯数 メーター番号		扣	4i <u>A</u>	金融機預金種口座名	闭		本・支店 口座番号					
月数 認定 理由		転足	口座継続先	水道番号				給水	開始日	年	月	В
前回検針日			〒 (住所コード	ř)		市区	町村					
中止時指針		求	町名・番地									
前回指針		4	方 書									
使用水量		-	フリガナ									
旧メーター			氏 名					ТЕ	L			
水 量 水 道 料 金 下水道 使用料		使用用	フリガナ 氏 名 現 住	-				給水開年	始日 月:	日 3	: 口座糾 : 請求書 : 現地タ	\$
合計金額		者	地外請求	フリガナ								
入金日			先 名					ТЕ				
※ 事務連絡				本人・妻 ○前水道	:・管理会 [番号((社他	()	T E ○管外	CL ト ○継	売使用中)
3 331 (2.11)						再開	企業	H	Ħ	旨定工事	事業者	
						建物	有		有		無	ŧ
地 図	標口座継続		・しない・	できない		メーター有	1 乙 7 2 丙 8 3 丙パ9 4 甲 30	丙戸	14 ボッ 13 漏	クス無 水 クス無	11	乙 丙 止使用
○現 地 集 金 月	日 ()	午前	午後		メータ	5 Z			‡		
申請人	本人・	妻				ター撤去	6 丙					
代理人	TEI	L					 栓執行	B	4	手	月	目
上記のとおり申請い	たしま	す。	越名	· 松	·伏水;	道企	業団企業	業長	宛	受付	者入	力

使用者・住所等変更申請書

年 月 日

越谷・	松伏水道企業団
企業長	宛

										申記	請者	住戶	斤									
										氏		4	3					6	3			_
;	※太	線枓	灼	を記	入し	てく	だる	さい	0													
	水	道	番	号								変	更	後水	道番	: 号						
Ξ		新	使	用	者	名		払	j	ᇫ	Ē	前 传	ŧ F	目 者	1 名	ı				変	更・言	丁 正
' [~ F	,
		新	Ť		住		所				旧			住		所	:					
)		力					書				方					書	:		加力	した		したり とき住 と
				ı	送				付					先								
I	上 方		所 書	₹	_	-																
	宛		名																			
	市	区	域	₩	番	J	順 番	:	枝	番		#	ĵ	区	域	₩	番		順番	Ē	枝	番
f											旧											
	用	途	保	護	世者	帯 数								1 (11 2 (12 3 (13 4 5)官 公 5	業	用 用 署場	6 7 (1) 8 (1) 9 10	8)集 集 団	中学校会 原生		レ
							_	見す		見		D 4							メー	ター	-	7 = 1.V
ì	メー <i>?</i> 位	ター 置]		4	8 5 2 関を基	6 3	G H D E A B 正門を	F C	T r ∘ j	中止, 店舗, 公園,	で建 ⁴ 及び/ で出 <i>/</i>	勿がた 店舗伊 入口カ	さいも f用住: i 2 つ.	の 宅は店	i舗部 るも	検針台 分を玄 のは南	関とみ	メなす	
	区分	ナコー	ド		正	しぃ	, f	の	1		誤	つ	た	Ł	の		Ę	付	者	電	算 入	. 力
ζ	1 #	LH AI					その針)						

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

越谷・松伏水道企業団企業長宛

届出人 住 所

氏 名

越谷・松伏水道企業団給水条例第17条第1項第3号の規定に基づき、次のとおり消火栓を演習に使用したいので、届け出ます。

消火栓の設置場所	
消火栓の種類	
演習使用日時	

(処 理 欄)

水 量 m³

給水装置所有者変更届

年 月 日

越谷·松伏水道企業団 企業長 宛

> 届出人 住 所 氏 名 ®

越谷・松伏水道企業団給水条例第17条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり名義の変更をしましたので、届け出ます。

% △ -	水装	里子	1 罢 1	티디다	越谷市	
	小 衣	旦可	ス 巨 ゟ	あけ	松伏町	
水	道		番	号		
新	住			所		
所	フ	リ	ガ	ナ		
有	氏			名		
者	Т		Е	L		
旧	所	有	者	名		(1)
名	義 変	更	の理	里 由	1 売買による土地の所有権移転 2 売買による家屋の所有権移転 3 相続による土地の所有権移転 4 相続による家屋の所有権移転 5 贈与(土地・家屋) 6 その他()

- 1 旧所有者の署名押印が得られないときは、新所有者が所有権を取得したことを証明 する書類(土地・家屋登記簿謄本、売買契約書写等)を添付してください。
- 2 後日利害関係人その他の者から異議が生じても当企業団は、その責任を負いませ ん。
- 3 一つの水道番号につき、1枚記入してください。
- ※ 下記は、記入しないでください。

収	受	受	付	者	受付	付 番	号	指業	定者	工番	事号	水入	道	番	号力
年月	日														

消防用水使用届

年 月 日

 越谷・松伏水道企業団

 企業長
 宛

届出人 住 所

氏 名 ⑩

越谷・松伏水道企業団給水条例第17条第2項第3号の規定に基づき、消防用として次のとおり水道を使用したので、届け出ます。

\[\langle \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	E	日時	à													
火災発生	場	易所	ŕ													
					使	用	l	た	消	火	栓					
場	沂	栓			数								水	量	適	用
						自生	F	時		分		分間				
						至4	F	時		分		刀间		m^3		
						自4	F	時		分		分間				
						至4	F	時		分		刀间		m^3		
						自4	F	時		分		分間				
						至4	F	時		分		刀间		m^3		
計		·												m³		·

水道料金減免申請書

年 月 日

越谷 · 松伏水道企業団企業長 宛

住 所 申請者 氏 名 即 TEL

越谷・松伏水道企業団給水条例第29条の規定に基づき、水道料金を (減額 免除) 願いたく申請いたします。

(申請理由)

当該事項									
1	公益上必要であること。	()						
2	その他特別の事由。	()						

水 道 番 号	
水道使用場所	
使用者氏名	

*備考

・用 途 変 更	(\rightarrow)		
・適 用 開 始	(年	月一	年	月	日分から)
・減額通知の発送	(年	月	日発送)		
・下水の有無	(有・無)	\rightarrow	下水減	額申請()

給 水 停 止 通 知 書

年 月 日

様

越谷·松伏水道企業団 企業長 <u>国</u>

越谷・松伏水道企業団給水条例第31条第1項又は同条第2項の規定の違反により、給水を停止いたします。

給水装置設置場所	越谷市 松伏町
----------	---------

給水停止執行状

年 月 日

越谷・松伏水道企業団

企業長

水道番号

様

あなたの未納になっている上下水道料金について、下記の納入期限日までに、納入くださるよう 年 月 日に通知いたしましたが、未だお支払いがありません。

したがって、越谷・松伏水道企業団給水条例 第32条第1項の規定により、給水を停止いたし ましたので通知します。なお、給水停止により 損害が生じても、当企業団はその責を負いませ ん。

納入期限	年	月	目
給水停止日	年	月	日

未 納 月 分 上下水道料金 лk 年 月~ 年 月 m^3 円 年 月~ 年 月 円 m^3 年 月~ 年 月 m^3 円 請求金額合計

越谷・松伏水道企業団 お客さま課

給水装置工事申込事項 更 正 申請書

年 月 日

印

越谷・松伏水道企業団企業長宛

申 込 者 (給水装置所有者)

住 所

氏 名

指定給水装置工事事業者 第 号

住 所

事業所名

代表者名 印

円

このことについて、下記理由により給水装置工事申込事項の 更正 申請をいたします。

記

1	理			由									
2	収	納	状	況		□納入	済(年	月	日)	□未納	入
3	水	道	番	号									
4	納力	內入通知書番号			第	号							
				更	正	前						円	
		ı		更		後						円	
		ı		差		引						円	

還 付 · 徵 収

給水装置工事申込事項 取 消 申請書

年 月 日

印

越谷・松伏水道企業団企業長宛

申 込 者 (給水装置所有者)

住 所

氏 名

指定給水装置工事事業者 第 号

住 所

事業所名

代表者名 印

円

このことについて、下記理由により給水装置工事申込事項の 取消 申請をいたします。

記

1	理			由									
2	収	納	状	況		□納入	済(年	月	日)	□未約	
3	水	道	番	号									
4	納ノ	人通知	通知書番号			第		号					
			I		消	前						円	
					消	後						円	
						引						円	

還 付 · 徵 収